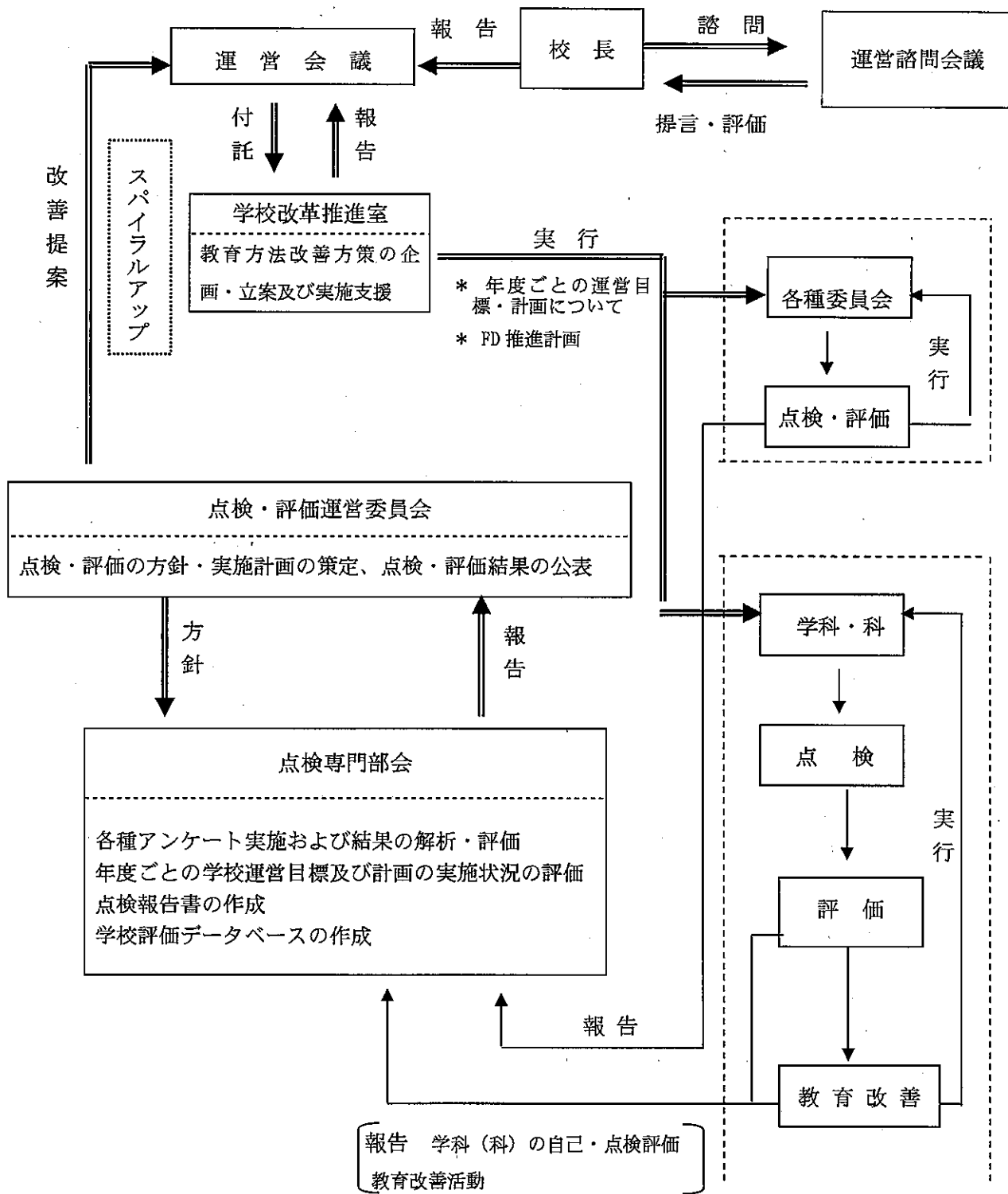


(6)その他

資料一覧

No.	資料名	備考
1	概要	
2	新居浜高専における地域との連携	
3	平成18年度 新聞記事から見た新居浜工業高等専門学校	
4	学校案内 2006	
5	はばたけ！未来へ 2007	
6	専攻科 2006	
7	高度技術教育研究センターパンフレット	
8	愛テクフォーラムパンフレット	
9	ものづくり教育支援センター活動報告書	
10	地域連携プロジェクト型ものづくり活動～工都新居浜の活性化プラン～（現代GPパンフレット）	
11	新居浜高専メールマガジン（創刊号から3月号）	

# 教育改善等実施の組織体制図



### (3) 新居浜工業高等専門学校運営諮問会議規程

平成17年2月8日規程第2号

#### (設置)

第1条 新居浜工業高等専門学校(以下「本校」という。)に、地域のニーズ及び時代の変化に即応し、効率的かつ効果的な学校運営を確保するため、運営諮問会議(以下「会議」という。)を置く。

#### (審議事項)

第2条 会議は次に掲げる事項について、校長の求めに応じ意見を述べるものとする。

- (1) 本校の運営基本方針及び教育研究計画に関すること。
- (2) 本校の教育研究活動及び地域連携活動等の評価に関すること。

#### (組織)

第3条 会議は、本校の教職員以外の者で、高専に関し広くかつ高い見識を有する者のうちから、校長が選考した若干名の委員をもって組織する。

#### (任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員が互選する。

- 2 会長は会議を招集し、その議長となる。
- 3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。

#### (委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

#### (報告)

第7条 校長は、運営諮問会議での審議事項について、運営会議に報告するものとする。

#### (事務)

第8条 会議の事務は、庶務課において行う。

#### (雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、校長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成17年2月8日から施行する。
- 2 新居浜工業高等専門学校外部評価委員会規程(平成13年8月29日規程第8号)は、廃止する。